

令和2年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和2年6月1日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 報告第 1号 | 令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 5 | 承認第 2号 | 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 6 | 承認第 3号 | 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 7 | 承認第 4号 | 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 8 | 承認第 5号 | 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 9 | 承認第 6号 | 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第10 | 承認第 7号 | 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第11 | 承認第 8号 | 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第12 | 承認第 9号 | 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 第13 | 承認第10号 | 永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 第14 | 承認第11号 | 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |

- 第 1 5 承認第 1 2 号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について
- 第 1 6 議案第 2 7 号 令和 2 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 1 7 議案第 2 8 号 令和 2 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 1 8 議案第 2 9 号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 1 9 議案第 3 0 号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 2 0 議案第 3 1 号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 3 2 号 除雪車の取得について
- 第 2 2 議員派遣の件

2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
(町長招集あいさつ)
- 第 4 報告第 1 号 令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報
告について
- 第 5 承認第 2 号 令和元年度一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 3 号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
の専決処分の承認について
- 第 7 承認第 4 号 令和 2 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 8 承認第 5 号 令和 2 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 9 承認第 6 号 令和 2 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 1 0 承認第 7 号 令和 2 年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分
の承認について
- 第 1 1 承認第 8 号 令和 2 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認

について

- 第12 承認第9号 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例の専決処分の承認について
- 第13 承認第10号 永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承
認について
- 第14 承認第11号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専
決処分の承認について
- 第15 承認第12号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について
- 第16 議案第27号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第17 議案第28号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第18 議案第29号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第19 議案第30号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第20 議案第31号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第21 議案第32号 除雪車の取得について
- 第22 議員派遣の件
- 追加日程第1 議案第33号
令和2年度永平寺町一般会計補正予算について

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
2番 上田誠君
3番 中村勘太郎君
4番 金元直栄君
5番 滝波登喜男君
6番 齋藤則男君
7番 奥野正司君
8番 伊藤博夫君
9番 長岡千恵子君

- 10番 川崎直文君
11番 酒井和美君
12番 酒井秀和君
13番 朝井征一郎君
14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
総務課	長	平林竜一君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	坂下和夫君
書	記	坂ノ上恵美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る5月15日、町長より令和2年第2回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心より厚く御礼申し上げます。

さて、世界的な流行を見せている新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大防止のため、住民の皆様にご多大なるご理解とご協力をいただきました。また、県内の医療関係者の皆様にご尽力をいただいたかいもあって、福井県においては先月14日に緊急事態宣言が解除されました。学校の休業、不要不急の外出自粛、飲食業をはじめとする営業自粛を行った各種事業者の皆様、その他新型コロナウイルス感染症の収束にご協力をいただいた全ての皆様に、改めて感謝を申し上げます。

また、各種の対応や支援に速やかに対応していただきました河合町長をはじめ役場職員の皆様にご心より敬意を表しますとともに、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、議会と行政がしっかり連携して、この困難を乗り越えられるよう全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、3月定例会に引き続きまして議場に入場する議員、理事者及び傍聴者を含め、全ての方に手洗いまたは消毒、検温及びマスクの着用といたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに総務課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和2年第2回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（江守 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、金元君、5番、滝波君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、6月1日から6月15日までの15日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、6月1日から6月15日までの15日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回永平寺町議会定例会が開催されるに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

野山の若葉も青葉へと緑を深め、青田を渡る爽やかな風に初夏の訪れを感じる季節となりました。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

す。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、今議会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、町民に直結する予算関係の審議を最優先に考えた日程に変更していただくなど、行政と議会が一体となってこの難局を乗り越えるためのご配慮をいただき、併せて厚く御礼申し上げます。

今日、新型コロナウイルスの感染が世界規模で拡大し、社会、経済の様々な分野で深刻な影響を与えておりますが、一日も早い終息を迎えるには、一人一人が自分ができることを大切にし、力を合わせていくことが重要だと思えます。まずもって、不要不急の外出や事業活動の自粛など、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただいている町民の皆様にご心より御礼を申し上げますとともに、医療及び福祉などの現場におきまして昼夜を問わず感染症と直接向き合い、ご尽力いただいております関係者の皆様に対しまして改めて心より感謝とねぎらいの言葉を申し上げたいと存じます。

また一方で、これまで大変多くの方から本町に対し、ご厚志、ご支援をいただいております。多くの寄附金やマスク、おやつ菓子、消毒液をはじめ、中には児童クラブへのカツ丼や、SHOJINブランドのお菓子等もご提供いただきました。この心温まるご厚志、ご支援は町内の小中学校や幼稚園、医療関係施設、福祉施設などに配布させていただくとともに、今後の新型コロナウイルス感染症防止対策のために活用してまいります。

改めまして、ご寄附、ご厚志をいただきました町民の皆様、町内外の団体、法人の皆様、友好交流都市の中国・張家港市の皆様にご心より感謝申し上げます。

さて、永平寺町におきましては、1月31日に永平寺町新型コロナウイルス感染症対策連絡室を、3月19日に対策本部を設置し、住民の皆様をはじめ民間団体、関係団体と共に感染症対策に取り組んでいるところであります。

感染防止対策といたしまして、町が主催するイベントの中止や公共施設の利用制限、来庁者と対応する職員を区切るアクリルパーテーションの設置、妊婦の方へのマスク、アルコール消毒液の配布、業務継続に向けた職員の感染リスク軽減を図るための職員分散配置などを行い、ホームページ、フェイスブックや広報紙臨時号など、様々な手段を活用した速やかな情報発信に努めております。

また、町独自の支援対策といたしましては、全ての町民の皆様への生活支援と

して、水道料金基本料の減免、子育て世帯の支援として、所得制限を設けず、給付申請も不要とするなどスピード感も重視した永平寺町子ども生活応援給付金の給付、また教育支援といたしまして永平寺町教育資金支援給付金の利子補給割合の引上げ、町内の商工事業者への支援として新型コロナウイルス感染症対策による事業継続応援給付金を創設し、ご家庭の負担軽減や事業者の不安解消に努めております。

そのほか、売上減に苦しむ飲食店を支援するため、テークアウトや宅配用メニューの情報を発信する専用のフェイスブックアカウント、永平寺町近助メシを開設し、町が試験運転している近助タクシーを使い、町内事業者向けの昼食宅配も行ったところです。

また、消毒液の不足が大きな課題となっていることから、町内の酒造事業者3社に消毒用アルコールの製造供給を依頼させていただいたところ、町のためならと快くお引き受けいただくことができました。供給いただいた消毒液は、これから始まる新しい生活を進めていく中で、手指の消毒用として町内の小中学校、幼稚園、児童クラブ、医療機関や高齢者福祉施設などの公共施設、妊婦の方々や、商工会を通じて飲食店等の事業者の皆様方、また今年も予想される災害に対しての備蓄や自主防災組織のリーダー、消防団、日赤奉仕団、民生児童委員の方々など、いざというときに活動いただく皆様に幅広く提供してまいります。

小中学校につきましては、本日6月1日より授業が再開されます。子どもたち、先生方には徐々に学校生活に慣れていただき、3週目からは通常の時間割に戻してまいります。今後も教育委員会、学校と連携を取りながら、コロナ禍の中での安心できる教育環境づくりに万全の対策で取り組んでまいります。

また、国、県の対策が矢継ぎ早に行われる中、対象となられる方々への情報提供、給付などの行政事務を迅速に、的確に行うため、課の連携、職員の連携にも取り組んでいるところです。

今後も引き続き、感染症拡大防止に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。また一方で、この新型コロナウイルス感染症の終息には長期間にわたる取組が必要であると考えております。町民の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、感染拡大防止と社会経済活動の両立に配慮した取組を進めるため、引き続き当面の間は、マスクの着用や手洗いの励行、密閉、密集、密接の3密を最大限避けるなど、お一人お一人が新しい生活様式の実践に取り組んでいただきますよう改めてお願いいたします。

事業の進捗状況や新たな取組などについてご説明いたします。

新型コロナ禍により、早急に行わなければいけないもの、事業の進捗に支障が出ているもの、今年度は中止しなければいけないもの、変更しなければいけないもの、あるいはスケジュールを前倒し、もしくは後に送らなければいけないもの等、現状を整理し、状況に応じた判断、対応が必要となつてまいります。

上志比支所新築整備事業につきましては、4月3日に起工式を行いました。8月完成、10月業務開始を予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により資材納入等の遅れが生じ、業務開始が遅れる場合がございます。議会には進捗状況を説明しながら進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

続きまして、防災対策事業について申し上げます。

これから、大雨や集中豪雨による洪水・土砂災害が発生する季節が近づいてまいります。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、自然災害系のリスクだけでなく、感染症系のリスクも考慮した災害対策が求められています。密閉、密集、密接が重なる場所は新型コロナウイルスの感染リスクが高いとされています。大規模災害が発生した場合は、避難所に多くの人が集中することが予想され、クラスターが発生する危険性があります。避難所を開設する場合には、感染リスクを回避し、避難所運営が継続できるよう、簡易テントの活用や間仕切りの設置、緊急用隔離スペースの確保など、避難所内での感染拡大防止の配慮にも努めてまいります。

また、新型コロナ禍にあつて訓練等を行うことができない状況が続いておりますが、出水期が始まる前に、災害に対する備え、避難の方法、避難所における感染症対策などを分かりやすく広報等を通して周知してまいります。災害が発生しても町民の皆様が速やかに避難できる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、道路の維持補修について申し上げます。

4月から5月にかけて、建設課、農林課、上下水道課、総務課の職員による一斉道路点検を行いました。まちづくり株式会社ZENコネクトが所有する電動アシスト自転車をお借りして道路を走行し、舗装の傷み具合、仕切り弁やマンホール周辺の舗装陥没、区画線や安全施設の不備、水道管やパイプライン施設の漏水など、目視確認により丁寧に点検いたしました。危険度が高く、緊急性があるものについては速やかに補修を行い、それ以外のものについては破損の進行度を確認するなど、日頃の業務においても経過を観察し、今後も道路の適正な維持管理に努めてまいります。

この一斉道路点検については、自転車でのパトロールにより細かなところまでチェックすることができ、よかったと職員からの意見も上がっており、これから毎年行っていこうと考えております。ここでの点検状況を各区から出される要望と併せて精査し、地区の皆様と共有していくことが、より住みやすい永平寺町につながっていくものと感じております。

次に、幼稚園、幼児園の再編計画について申し上げます。

平成30年9月から、学識者、議会代表、保護者代表、地区代表者等から成る幼稚園・幼児園施設再編検討委員会において6回の協議を重ねていただきました。地域の方や園保護者からは、再編の在り方のアンケートにおいて広くご意見をお伺いし、また議会からも全員協議会において提案をいただいております。これらの多数の意見を方向性検討の参考にさせていただき、平成31年3月に施設再編の考え方として、1クラスの適正人数、民間園運営の検討等、これからの町の子育て環境について答申をいただきました。

また、答申を受け、議会におかれましては再編に向けた方向性、民営化による園のメリット、認定こども園の概要等の質疑を含めこれまで11回ご審議をいただいたほか、他市町で運営されている公立、私立の認定子ども園5園の視察を行うなど、よりよい保育環境の方向について多角的に検討していただいております。また、検討をいただいている中、松岡幼稚園園庭が地下水により陥没の危険性があることが分かり、このことから松岡小学校区内の再編について優先的に行うことのご理解をいただきました。審議を重ねております松岡小学校区内の園の再編や民営化による新設園の創設について、9月頃に方向性を決め、年度内にプロポーザルによる事業者選定を予定しております。募集要項や関連する事業費も含め、都度ご説明をさせていただきますので、これまで同様の集中審議をお願いいたします。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、12件の年度内完了が見込めない事業などを繰越いたしましたので、事業に対する金額や財源等について報告するものであります。

次に、令和元年度永平寺町一般会計補正予算及び国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、歳入歳出額の確定による予算の増減額、基金の積立て等によるものであります。

次に、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、

調理員の不足人員を人材派遣にて補うための学校給食調理員派遣業務委託料などを増額補正するものであります。

令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、緊急を要する新型コロナウイルス感染症対策に関するマスクや消毒液などの衛生用品の購入費、職員の分散配置を図るための工事費、永平寺町子ども生活応援給付金事業や上水道料金の減免に係る上水道事業負担金及び新型コロナウイルス感染症対策による事業継続応援給付金事業など、町民の生活を支援する事業費を増額補正するものであります。

令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する全世帯への生活支援策、水道料金の基本料減免に伴う給水収益の減額とそれに伴う一般会計からの補助金を補正するものであります。

令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金事業に要する経費を増額補正するものであります。

以上、令和2年度永平寺町一般会計補正予算及び上水道事業会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

次に、条例の専決処分の承認につきましては、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の外3件につきましては、関連する法令等の改正に伴い所要の改正等を行うものです。

次に、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出において、総務費では旧永平寺保健センターを売却処分するための不動産鑑定評価委託料などの経費、7月以降の新型コロナウイルス感染症防止対策に要する経費、農林水産業費では県の補助事業に採択された儲かるふくい型農業総合支援事業補助金など、教育費では文部科学省による学校におけるGIGAスクール構想の実現に向けて各小中学校に1人1台のコンピュータ端末を整備するための経費などを計上しております。これらに要する財源としては、事業に伴う国庫補助金や県補助金、寄附金、前年度繰越金などを充てております。当初予算額及び専決補正予算額に今回の補正を含めた予算総額を105億4,104万円とお願いするものであります。

次に、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、令和元年度の実績に基づく精算により、交付額の超過が発生しましたので、その返還分

を補正し、その財源として前年度繰越金により措置をするものであります。

次に、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定以下2件、除雪車の取得についての案件につきましても、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり案件の概要等を申し上げましたが、今後ともさらなる町勢発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。どうかよろしくお願ひします。

～日程第4 報告第1号 令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、報告第1号、令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました報告第1号、令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

一般会計におきましては、年度内完了が見込めない12事業、繰越額3億1,280万4,000円を繰越しとさせていただくものでございます。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

～日程第5 承認第2号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

日程第6 承認第3号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第7 承認第4号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第8 承認第5号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第9 承認第6号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第10 承認第7号 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第11 承認第8号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第5、承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第11、承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの7件を一括議題とします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、承認第2号から日程第11、承認第8号までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、森林環境譲与税基金への積立金147万9,000円、県営道路整備事業清算に伴う道路橋梁総務諸経費1,192万2,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対策関係として学校休校により給食に係る賄い材料費900万円の減額など2,394万1,000円の減額となった次第であります。

歳入におきましては、地方特例交付金、地方交付税の額の確定による増額、基金繰入金を現額しております。

次に、承認第3号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、財政調整基金から生じた利子1万6,000円を財政調整基金に積み立てたものでございます。

なお、これらの補正予算は、令和2年3月30日に専決させていただいたものでございます。

次に、承認第4号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、学校給食調理員が不足しており、人材派遣にて補うこととしたため、当初予算で計上した予算を組み直し、新たに51万円を追加したものでございます。財源には、前年度繰越金を充てております。

なお、この補正予算は、令和2年4月1日に専決させていただいたものでございます。

次に、承認第5号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を早急に行う必要があったため、マスク、消毒液の調達及び窓口における間仕切り等に係る費用772万5,000円を増額したものでございます。財源には前年度繰越金を充てております。

なお、この補正予算は、令和2年4月9日に専決させていただいたものでございます。

次に、承認第6号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために町独自の支援としまして、子育て家庭への支援としてゼロ歳から15歳までの子ども1人当たり2万円を給付する子ども生活応援給付金、町内の商工業者の経営状況悪化に対して今後の事業継続を支援するため1事業者当たり10万円を給付する事業継続給付金、町民及び町内事業者への支援として上水道料金の基本料及びメーター貸付料を5月検針分から半年間減免するための上水道事業負担金及び分散業務に係るネットワーク工事費などに1億5,161万2,000円を、また、国の施策である児童手当を受給する世帯を対象に児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金事業費に2,580万7,000円をそれぞれ増額したものでございます。

歳入には、国庫補助金、寄附金、財政調整基金繰入金等を充当しております。

次に、承認第7号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認につきましては、さきにもご説明しましたように新型コロナウイルス感染症対策として水道料金等の減免に伴う一般会計からの負担金と当初予算計上の水道使用料の組み替えを行ったものでございます。

なお、これらの補正予算は、令和2年4月27日に専決させていただいたものでございます。

次に、承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策の一環である国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業に係る費用で、早急に給付するため1億5,430万9,000円を増額したものでございます。なお、財源につきましては、全額国庫補助金を充当しております。

なお、これらの補正予算は、令和2年5月1日に専決させていただいたもので

ございます。

以上、承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの提案理由のご説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 承認第9号 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第12、承認第9号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第9号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月3日に公布され、同年12月16日から施行されたこと、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う所要の改正を、令和2年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

～日程第13 承認第10号 永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第13、承認第10号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第10号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴う所要の改正を、令和2年3月31日に専決処分

いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 承認第11号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第14、承認第11号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第11号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日に、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴う所要の改正を、令和2年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 承認第12号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第15、承認第12号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第12号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による対策として、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴う所要の改正を、令和2年5月1日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定

により、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第27号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第17 議案第28号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第16、議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第17、議案第28号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてまでの2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第27号から日程第17、議案第28号までの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程をいただきました議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算から議案第28号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出につきまして、総務費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品等の費用や企業立地促進条例の交付要件を満たした企業への企業立地促進事業補助金などを計上するものでございます。

農林水産業費におきましては、県の補助事業に採択された儲かるふくい型農業総合支援事業などの事業補助金や返還金などを計上するものでございます。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策の町独自の支援策で、町内飲食業者が協議会を発足させ、テークアウト、デリバリーの参入や共同チラシを作成するなど、深刻な状況を乗り越えようとしていることに対して支援を行うための費用を計上するものでございます。

教育費では、文部科学省の学校におけるGIGAスクール構想を受けて、町内の小中学校の児童生徒1人1台コンピュータを整備するための費用及び松岡幼稚

園庭の擁壁崩壊防止等の対策工事費を計上するものでございます。

以上により、一般会計補正予算の総額は1億6,084万5,000円となった次第です。

これらの歳出の財源となります歳入は、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入、前年度繰越金等により措置をしております。

次に、議案第28号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

令和元年度介護給付費の精算により支払基金交付金への返還金が生じたため補正するものでございます。

以上、議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算から議案第28号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第18 議案第29号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第18、議案第29号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第29号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、後期高齢者保険加入者で新型コロナ感染または感染の疑いにより仕事を休んだことにより賃金が支払われなかった方について、保険適用するよう保険者である広域連合の条例が改正され、その受付事務を永平寺町が行うことの規定の追加をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第19 議案第30号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第19、議案第30号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第30号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険加入者で新型コロナ感染または感染の疑いにより仕事を休んだことにより賃金が支払われなかった方について、保険適用するよう規定の追加をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第20 議案第31号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第20、議案第31号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第31号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例のほか2つの条例について、医療機関窓口での現物給付の助成対象年齢を満15歳から満18歳に改め、施行日を10月1日からとするほか、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例では、別表中の条例名の表記を併せて改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

～日程第21 議案第32号 除雪車の取得について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第21、議案第32号、除雪車の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第32号、除雪車の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本件の入札会が5月19日に執行され、契約相手方と物品購入契約

を締結するに当たり、予定価格が1,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま町長から議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての件が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 議案第33号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 追加日程第1、議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、消防費におきまして、救急車に積載の傷病者監視モニターが故障しましたので、新たに更新するための費用をお願いするものでございます。

以上、議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い

い申し上げます。

～日程第22 議員派遣の件～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いを。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

なお、明日6月2日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いをします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午前10時47分 散会）